

森林の立木を伐採するときは届け出が必要です

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」
 - ② 伐採が完了したときは「伐採に係る森林の状況報告」
 - ③ 造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」
- を提出することが森林法で義務づけられています。

届出や報告の提出は何故必要なの？

市町村森林整備計画に従った適切な施業をするためです。

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出
- ② 伐採に係る森林の状況報告
- ③ 伐採後の造林に係る森林の状況報告

は、森林の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林を作ることができるよう提出していただくものです。

※間伐する場合には「伐採に係る森林の状況報告」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。
※伐採後に森林以外に転用する場合には「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。

誰が提出を行うの？

森林所有者や立木を買い受けた者などです。

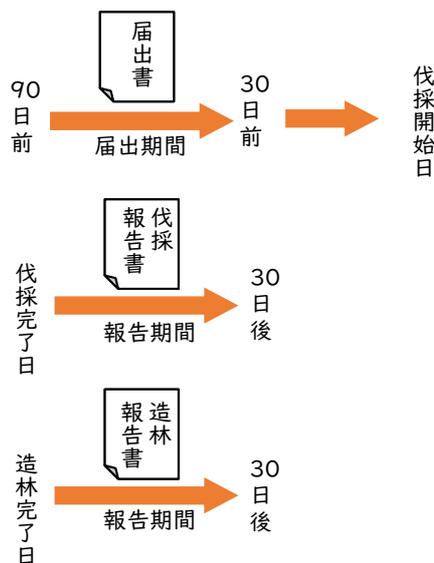
※立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、共同で提出します。

例えば、以下のとおりです。

- ◆自分で、あるいは請負によって伐採・造林する場合 ⇒ 森林所有者
- ◆伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合 ⇒ 森林所有者と立木買受者（共同）

提出のタイミングは？

- ① 伐採及び伐採後の造林の届出：
伐採を始める90日から30日前まで
- ② 伐採に係る森林の状況報告：
伐採を完了した日から30日以内
- ③ 伐採後の造林に係る森林の状況報告：
造林を完了した日から30日以内



提出先は？

伐採・造林する森林が所在する市町村の長です。

提出しないとどうなるの？

伐採及び伐採後の造林の届出：100万円以下の罰金（森林法第208条）

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告：30万円以下の罰金（森林法第210条）

※詳細については、お近くの市町村へお問い合わせください。

なお、市町村によっては、届出等に必要な書類を別途定めている場合があります。

森林法に関する伐採手続き

ただし、転用に関するものは除く

法令等
「法」: 森林法
「令」: 森林法施行令
「規則」: 森林法施行規則

森林の伐採

Yes
地域森林計画の対象森林？
(法第5条)

No
森林法に係る手続きの必要なし

Yes
保安林？
(法第25条第1項、法第25条の2第1項及び第2項)
保安施設地区？
(法第41条)

No
非常災害(火災、風水害等)による緊急伐採？
(法第10条の8第1項第9号)

Yes
③緊急伐採届出書の提出
(法第10条の8第3項)

No
森林経営計画に基づく伐採？
(法第10条の8第1項第4号)

Yes
②森林経営計画に係る伐採等の届出書(法第15条)

No
除外規定に該当？
(法第10条の8第1項第1～3,5～8,10,11各号)

Yes
①伐採及び伐採後の造林の届出書(法第10条の8第1項)

Yes
非常災害(火災、風水害等)による緊急伐採？
(法第34条第1項第7号)

⑥保安林内緊急立木伐採届出書
(法第34条第9項)

No
皆伐？
択伐？(法第34条第1項第2号)
間伐？(// 第3号)
(除伐は手続き不要)

⑤-1保安林内択伐届出書

※人工植栽のものに限る
(法第34条の2第1項)

⑤-2保安林内間伐届出書

(法第34条の3第1項)

皆伐、択伐

④保安林内立木伐採許可申請書
(法第34条第1項)

森林法に係る手続きの必要なし

